

## 『在宅介護支援センター等における、介護・看護職種による業務のかかわりの検討』

岡 野 初 枝	森 下 早 苗
片 山 信 子	藤 井 保 人
迫 明 仁	住 居 広 士
井 村 圭 壮	小 玉 美智子
橋 本 祥 恵	

### はじめに

岡山県立大学短期大学部、健康福祉学科生活福祉専攻では、平成5年4月から介護福祉士の養成をはじめて2年が経過した。介護福祉士の養成では、実習時間が510時間必要とされており、それは2年制の教育時間の34%が実習で占められることになる<sup>1)</sup>。

この実習現場における介護福祉実習は生きた介護の体験学習であり、同時に、学校等における理論学習や演習等を得て現場実習に移行するその間は、できるだけ一貫性や整合性が必要とされている。実習を受け入れてくれる福祉の現場は、必ずしも均質な実践が行われているとは限らないが、それが各施設の特色で有り個性でも有ると言われている<sup>2)</sup>。

われわれは介護福祉士の養成に当たり、教育内容やその方法をより具体的にしかも、時代の要請に合った介護福祉士の教育を考えるために、「介護福祉教育研究会」を置いて、研究調査を実施している。これ等のひとつに、現場での業務の内容を知るために岡山県下の関連福祉・保健医療施設および関係機関380か所を対象に実施した「老人・障害者（児）援助業務に関する調査」がある。この調査の中で、施設処遇と在宅処遇の両方に関連する施設としての、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーションにおいて、現場で実際に実际に行われている業務の内容及びかかわっている職種について関わりの度合いとその業務の困難さについて検討した。

### 1. 研究方法と調査内容

調査対象は、デイサービスセンター52施設、在宅介護支援センター25施設、訪問看護ステーション18施設である。調査は、郵送法により行った。調査期間は平成5年10月から31日までとした。調査内容は、勤務している事業所または施設等での、業務への関わりの程度、およびその業務を行うに当たって感じる難しさ、その他についてである。

## 2. 分析方法と調査結果

調査対象のデイサービスセンター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーションの三施設毎に介護福祉士の資格を持っている者18名（以下介護福祉士という）と看護職40名について検討をした。看護職は調査時点での看護婦、保健婦、准看護婦を含んでいる。

「介護福祉教育研究会」で討議をした結果から、基本的な業務内容を67例挙げ、それぞれの業務について、次のような基準で数字を記入してもらった。業務の関わり度の記入の方法は、67すべての業務について3・2・1の数字を記入するものである。3は主として、または通常にかかわっている場合、2は補助的に、または場合によってかかわるとき、1はかかわっていないかその業務がその事業所または施設がない場合とした。困難度については、関わり度が、3または2の業務内容についている場合、その業務を行うのにいつも困難を感じる場合は3、時や場合によって困難を感じる時は2、ほとんど困難と感じない場合は1の数字を記入してもらった。

分析方法については、関わり度3・2・1の回答結果を素集計し平均値を算出した。困難度については研究会で独自の係数を用いたが、ここではそれを用いず素集計による平均値を用いた。ただし、困難度については、業務に関わっていない場合にあたる「1」はその母数から省いて計算したものである。

調査にあげた67の業務内容は、関連する項目（カテゴリーとして）毎に21項目に分類し中項目と呼んだ。この中項目はさらに6つの項目、生命、生活、情報、医療、末期、在宅として大項目として分類した。

調査の回収率は、三施設平均で50.4%であった。回答した職種と人数は表1のとおりである。この回答者のうち寮母及び介護員等のなかで介護福祉士の資格を持っている18名と看護職40名について検討したものである。

表1 施設別回答職種の状況

職種 事業所	保母	寮母	介護員	指導員	看護婦	療法士	相談員	ヘルパー	その他	合計
	母	母	員	員	婦	士	員	ー	他	計
デイサービスセンター	0	25	4	12	10	0	0	1	0	52
在宅介護支援センター	0	2	1	1	12	0	7	0	0	25
訪問看護ステーション	0	0	0	0	18	0	0	0	0	18

在宅介護支援センター等における、介護・看護職種による業務のかかわりの検討

表2 調査対象の背景

職種	介護福祉士	看護職
人 数	18	40
男 性 %	11.1	2.5
年 齢	32.3±8.5	40.4±10.4
役 付 き %	22.2	27.5
勤 務 年 数	4.1±3.9	1.8±2.1
勤務時間／週	43.4±3.7	35.2±15.7

対象者の背景は表2に示した。平均年齢は介護福祉士は32.3歳（SD8.5）、看護職は40.4歳（SD10.4）である。男性の割合は、介護福祉士11.1%，看護職2.5%である。

平均勤務年数は施設そのものが新しいためか、介護福祉士が4.1年（SD3.9）、看護職が1.8年（SD2.1）であった。看護職の経験年数が短いのは、訪問看護ステーションによる。

業務の関わり度についての結果は、表3①～③に示した関わり度順位一覧表に示した。内容について、デイサービスセンター、訪問看護ステーション、在宅介護支援センターの順で述べる。また困難度については、前述の方法により困難度順位表を作成したもので検討した。

まず最初に、デイサービスセンターにおける介護福祉士と看護職の業務の関わり度について述べる。デイサービス事業とは、在宅の虚弱（障害）老人を週1～2回程度デイサービスセンターに通所させて、総合的な介護サービスを日帰りで受ける事業である。

ここでは両職種ともに関わり度が高いと考えられる2.55以上の業務について検討した。

（デイサービスセンターについての関わり度の平均値は1.73、SD0.51）

表3-① デイサービスセンター

分類番号	項目	業務内容	介護福祉士	分類番号	項目	業務内容	看護職
043	入浴清拭	入浴介助	2.91	011	健 康 観 察	顔色体調	2.89
021	食事栄養	配膳食事	2.73	013	健 康 観 察	血 壓	2.89
051	衣服	着脱介助	2.64	012	健 康 観 察	体温脈拍	2.78
011	健 康 観 察	顔色体調	2.55	042	入浴清拭	入浴適否	2.67
111	コミュニケーション	話し相手	2.55	043	入浴清拭	入浴介助	2.44
222	レクリエーション	行事実施	2.55	111	コミュニケーション	話し相手	2.44
221	レクリエーション	行事企画	2.45	051	衣 服	着脱介助	2.33
012	健 康 観 察	体温脈拍	2.36	091	移 動	起居移動	2.22
022	食事栄養	量嗜好	2.36	142	情 報	相談助言	2.22
031	排 泄	オムツ交換	2.36	222	レクリエーション	行事実施	2.22

介護福祉士がかかわっている業務で関わり度が2.55以上の業務内容の中項目をあげると「入浴清拭」、「食事栄養」、「衣服」、「健康観察」、「コミュニケーション」「レクリエーション」と6つの項目に分かれる。大項目では、『生命』、『医療』、『生活』、『情報』の4つにわたる。一方、看護職がかかわっている業務内容の中項目は、「健康観察」と「入浴清拭」の2つの項目である。大

項目では『医療』と『生命』になる。ここで、中項目にまとめた業務内容を、研究会でどのような範囲の設定にしたかを説明するために、健康観察と入浴清拭の項目について記述する。

(例1) 健康観察

- 011 健康状態の観察のため、顔色を見たり、体調を聞く
- 012 健康状態の観察のため、体温や脈拍を測る
- 013 健康状態の観察のため、血圧を測定する

(例2) 入浴清拭

- 041 洗面やひげそりなどの整容を介助したり行ったりする
- 042 利用者の状態により、入浴の適否の判断をする
- 043 入浴の介助をする
- 044 全身や陰部の清拭などをする

この業務内容で見ると同じ入浴清拭の中項目でも、介護福祉士の場合は、入浴の直接介助になっているが、看護職は、入浴の適否の判断をする業務内容になっている。

つまり、デイサービスセンターでは、介護福祉士がかかわる業務は6つの項目にわたっていて、その内容は、いずれも広く生活面をとらえた援助業務であるといえる。

看護職は健康観察の項目の3つの業務内容が高位に入り、入浴の適否をいれて、専門的な業務内容に携わっているといえる。大項目で比較すると、デイサービスセンターにおいては、『生命』、『医療』については両職種は同じであるが、介護福祉士は『生活』、『情報』についても高い程度で関わっているといえる。

デイサービスセンターにおける業務の困難度についてみると、困難度が2.00以上と困難度も比較的高い業務でしかも関わった人数もある程度いる困難な業務をみた。(デイサービスセンターでの介護福祉士の困難度数の平均値1.73, SD 0.36)

困難度が2.00以上の業務の中項目は、介護福祉士の場合は、「救急処置」、「排泄」、「レクレーション」、「情報」、「感染予防」があげられている。看護職は、「感染予防」、「服薬」、「入浴清拭」、「情報」、「訓練プログラム」をあげている。

ここで、困難度について先にも述べたが、ある看護婦がいくつかの項目に困難度3と上げれば、その項目が上位にあがってくる。このような項目は上げていない。

デイサービスセンターにおいては、全体的に、職種に関係なく、関わる度合いが高い項目については、困難度は低くあげられていた。その中で、介護福祉士のかかわる「レクレーション」については、関わり度が高い方に入っているにもかかわらず、困難度は高く、かかわる人数も多い項目になっていた。ここでレクレーションの業務内容をみると、次のようになっている。

(例3) レクレーション

- 221 レクレーション行事などを考案・企画する
- 222 レクレーション行事などの実施を担当する

## 223 利用者の余暇・趣味活動や社会活動を支援する

これらの3つの業務内容について、介護福祉士は困難な業務としてあげていた。

次に、訪問看護ステーションについて述べる。訪問看護ステーションは、平成4年老人保健法の改正により「老人訪問看護制度」が創設され、一定の基準を受けて訪問看護ステーションを開設した法人等が、看護が必要な高齢者に対して全体的に日常生活動作（ADL）能力を維持し回復させるとともに、安心して療養できるように本人・家族を支援する制度である。人員の基準は、常勤で2.5人以上の看護職となっており、理学療法士、作業療法士は実情に応じて設置することとされている。従って、現在関わっているのは、看護職のみであった。

表3-② 訪問看護ステーション

分類番号	項目	業務内容	看護職
044	入浴清拭	清拭	2.94
013	健 康 観 察	血 壓	2.94
012	健 康 観 察	体 温 脈 拍	2.94
011	健 康 観 察	顔 色 体 調	2.94
051	衣 服	着脱介助	2.88
071	ジ ョ ク 創	体 位 変 換	2.82

その看護職の関わり度の高い中項目は、「健康観察」、「入浴清拭」があげられ、次いで入浴に関連する、「衣服」があげられている。次いで「褥創」と「食事栄養」が並んでいる。褥創の項目の業務内容は、体位の変換と手当である。さらに「情報」、「対家族」「移動」とあげられていて、大項目では『医療』、『情報』、『生命』、『生活』と広い範囲に高く関わっている。

最後に、在宅介護支援センターについての介護福祉士と看護職による業務の関わり度についてみる。在宅介護支援センターの機能等については後述するが、在宅介護支援センターでの職種間による業務内容はほとんど差がなくむしろ接近していた。まず、介護福祉士の関わり度が2.55以上と高い中項目について見ると「情報」、「在宅」、「対家族」で、大項目では『情報』、『在宅』に集中している。看護職も、「情報」、「在宅」、「対家族」で、大項目も同じ、『情報』、『在宅』である。ただ異なっていたのは、介護福祉士のあげる関わり度の高い中項目の業務内容に、「コミュニケーション」、「入浴清拭」が入っていることであり、看護職は「健康観察」が関わり度の高い業務内容としてあげられていた。

次に、この在宅介護支援センターでの困難度をみた。介護福祉士が困難度が高いとあげている中項目は、「健康観察」、「ターミナル」、「情報」、「対家族」、「在宅」である。業務内容は、「健康観察」では、血圧測定、「ターミナル」では精神支援、「情報」では機関連絡や人間関係、相談助言、福祉・医療などほとんどの業務があげられている。

看護婦があげている困難度の高い中項目は、「訓練プログラム」、「情報」、「感染予防」、「在宅」、「対家族」をあげていた。「訓練プログラム」についての困難な業務はプログラムの作成と実施である。「情報」についての困難な業務内容は、人間関係、処遇計画、業務調整であった。困難度については、大項目は『医療』、『情報』、『在宅』は同じであったが、介護福祉士の困難な業務に『ターミナル』が入り、看護職では『医療』に入る所以であるが、「訓練プログラム」が入って

いることである。関わる業務は同じであったが、職種間で困難度は少し異なっていた。

表3-③ 在宅介護支援センター

分類番号	項目	業務内容	介護福祉士	分類番号	項目	業務内容	看護職
142	情 報	相談助言	3.00	193	対 家 族	機器紹介	3.00
143	情 報	福祉医療	3.00	142	情 報	相談助言	2.91
193	対 家 族	機器紹介	3.00	202	在 宅	訪問相談	2.91
202	在 宅	訪問相談	3.00	203	在 宅	療養指導	2.91
203	在 宅	療養指導	3.00	141	情 報	人間関係	2.82
111	コミュニケーション	話し相手	2.80	143	情 報	福祉医療	2.82
141	情 報	人間関係	2.80	192	対 家 族	住居助言	2.82
144	情 報	処遇計画	2.80	144	情 報	処遇計画	2.80
146	情 報	機関連絡	2.80	146	情 報	機関連絡	2.73
147	情 報	入退所時	2.80	191	対 家 族	技術指導	2.73

### 3. 考察

昭和63年に厚生省及び労働省により提出された「長寿・福祉社会を実現させるための施策の基本的考え方と目標について」（いわゆる「福祉ビジョン」）など、活力に満ちた長寿社会の実現のための施策が提示された。更に高齢化社会に対応するために、在宅福祉の充実や、公的サービスの基盤整備を一層すすめる目的で、平成元年「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（通称ゴールドプラン）が出された<sup>4) 5)</sup>。要介護高齢者に対する介護サービスの充実のためのもので、平成11年を目標に、全国でホームヘルパー10万人、ショートステイ5万床、デイサービスセンター1万か所、在宅介護支援センター1万か所が当初計画として提示された。この目標は、平成6年新ゴールドプランによって、デイサービスセンターは2万か所等に修正され、在宅ケアを基本にした介護サービスに一層重点をあてている<sup>6)</sup>。デイサービスセンターや在宅介護支援センター、老人訪問看護ステーションは在宅福祉の中心にある。いわば施設収容と在宅介護の中間的な立場となって介護サービスを提供する援助施設であると考えられる。

在宅介護支援センターについては、在宅の痴呆老人や寝たきりの高齢者等を抱える家族や本人に対して次の様な機能を発揮する施設として期待されているところである。

そこでの機能は、①総合相談機能、②サービス申請代行機能、③保健・福祉サービス紹介機能、④介護機器紹介機能を持っている<sup>7)</sup>。

職員の配置も福祉系と保健系のマンパワーがかかり、ソーシャルワーカーまたは保健婦1名、さらに看護婦または介護福祉士1名を常駐させるというものである。

これら施設収容と在宅介護とを結ぶ接点にある三施設において、介護福祉士と看護職のに関わり度の高い業務とその困難さについて検討した。

## 在宅介護支援センター等における、介護・看護職種による業務のかかわりの検討

デイサービスセンターでは、二つの職種による関わり度の高い業務は異なっていて、共通した業務は『生命』、『医療』であった。更に介護福祉士は『生活』、『情報』にも関わっていた。一般に、関わり度の高い業務は困難さは低かったが、「レクレーション」については関わり度が高いが困難度も高いものにあげられていた。デイサービスセンターにおいてレクレーションは、介護福祉士に期待されている業務であると考えられ、教育についても老人を対象にしたレクレーションを考える余地があるようである<sup>2)</sup>。

在宅介護支援センターについては、両職種により関わる業務は同じで、『情報』、『在宅』に集中していた。在宅介護支援センターは特別養護老人ホーム等の併設されている施設との連携やチームワークによって、よりその機能を強化するものではあるが<sup>7)</sup>、現在配置されている職種で、機能が個別に発揮されているとは言えない。

在宅介護支援センターにかかる職種を福祉系と保健系と考えて、介護福祉士を福祉系ととらえれば、支援センターでの介護福祉士の業務は看護職と異なった専門性を発揮する必要があるのではないかと考える。利用者の状況を広く生活の観点からとらえて支援する等である。今後の研究等によって介護福祉士の専門性をはっきりとさせた上で、職種による協働を考える必要がある<sup>8) 9)</sup>。今回の調査で明らかになったように、実際の場面で介護福祉士と看護職が処遇計画やプログラムについて、困難に感じている部分をそれぞれ互いに援助してゆく職種になることが、施設における協働の効果を果たすことになる。

訪問看護ステーションにおいては、看護職独自の業務が行われていた。今後入浴や移動などについて、介護福祉士とのチームワーク等も考えられるところである。

## おわりに

高齢化の進展が当初の予想より早くなつたために、新ゴールドプランは在宅福祉強化へ修正された。なかでも介護サービスの問題は大きく社会全体に投げかけられている。

要介護高齢者等の在宅ケアをすすめるための三本柱といわれている、ホームヘルパー、デイサービスセンター、ショートステイに加えて、訪問看護ステーション等、直接高齢者や家族にかかわる支援施設は、急速に地域で必要とされている。デイサービスセンターに通所するために待機している要介護高齢者の数が、現在通所している数の何倍もいることでも伺うことができる。またそれらの相談窓口としての在宅介護支援センターはより必要とされている筈である。在宅介護支援センターが24時間の対応であるということが、住民の身近かな所で必要であることを現している。

ここで検討した三施設、とりわけ在宅介護支援センターは、要介護高齢者やその家族に適切な情報を提供すると同時に、それぞれの職種による専門性を発揮しながら、保健と福祉の連携というその機能をより強化することが期待される。

### 参考文献

- 1) (省令) 社会福祉士及び介護福祉士法職業訓練等養成施設指定規則(別表第4), 昭和62年。
- 2) 介護福祉士養成施設協会, 「介護福祉実習指導マニアル」, 介護福祉実習指導マニアル編集委員会編, 介護福祉士養成施設協会, 平成3年。
- 3) 日本看護協会訪問看護開発室編, 訪問看護ステーション開設・運営・評価マニュアル 1993。
- 4) 国民の福祉の動向, 厚生統計協会編, 第40巻第12号, 1993。
- 5) 総務庁長官官房老人対策室編, 長寿社会対策の動向—長寿社会対策フォロー・アップ報告, 1993。
- 6) 社会保険実務研究所編, 週刊保健ニュース第760・762号, 1994。
- 7) 全国在宅介護支援センター協議会編, 在宅介護支援センター運営の手引き, 全国社会福祉協議会, 1994。
- 8) 京極高宣著, 改訂日本の福祉士制度, 中央法規, 1992。
- 9) 一番ヶ瀬康子監修, 介護福祉学とは何か, ミネルヴァ書房, 1993。

(平成6年11月29日受理)